

## 時間外及び休日の労働（法第36条）

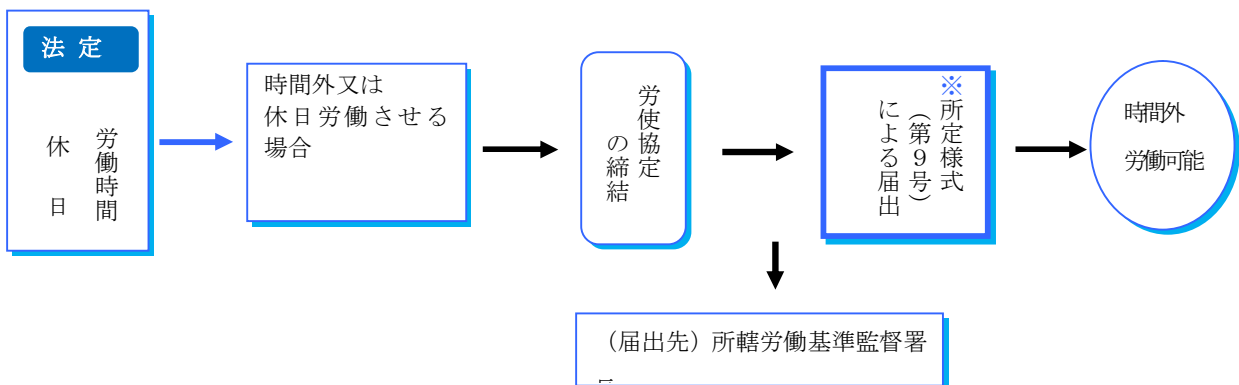
時間外又は休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結し、事前に所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

また「働き方改革関連法」による法改正で、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）が限度に設定されました。（別記残業時間の上限規制参照）

### ■協定届が必要な場合

法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）させる場合又は法定の休日に労働（法定休日労働）させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。



※所定様式（36協定届の記載例参照）